

消費者教育教材を活用した 消費者教育の単元構成について

東京都立蒲田高等学校 主幹教諭 浅川貴広

消費者教育を学ぶための教材は、消費者庁の「社会への扉」をはじめ多くの省庁、団体等から様々な形で提供されています。東京都立蒲田高等学校の浅川先生に、複数の消費者教育教材を有機的に連動させてご活用いただいた、高校生を対象とする消費者教育の授業構成案をお示しいただきました。

1 本稿の目的

令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられ、成年年齢の引き下げは世間の注目を集めた。しかし、今後「18歳成年」が当たり前になる中で関心が薄れ、消費者トラブルが拡大していく可能性も考えられる。

他方、18歳成年によって今まで以上に契約を結ぶ機会が増え、それに伴って消費者としての責任を果たすことが求められる。また、SDGs（持続可能な開発目標）に代表されるように、消費者としても責任ある行動をすることも求められている。

本稿では、各機関が製作している消費者教材を活用しながら、上記の目的に取り組むための単元を通じた消費者教育のあり方を提案するものである。各消費者教材を組み合わせることで、単元全体で「自立した消費者」を育成する内容としたい。




クイズ	ページ
消費者が主役の社会へ	1
契約について理解しよう!	3
お金について理解しよう!	7
暮らしの安全について理解しよう!	9
消費生活センターについて知ろう!	10
あなたの行動が社会を変える!	11


2 消費者教育の単元構成

【単元の主題（問い）】

自立した消費者として、果たすべき責任は何か。

【単元の構成】

	学習活動	指導上の留意点
第1時	<ul style="list-style-type: none"> ○『社会への扉』（消費者庁）の契約に関する内容に、確認シートやワークシート等を活用して取り組む。 ○「悪質商法対策ゲームⅢ」（消費者教育支援センター）に取り組み、悪質商法の事例やその対処法について学ぶ。 ・ 付属の教材、ワークシート等に沿って進めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 『社会への扉』の契約に関する部分を中心に扱い、生徒に興味・関心をもたせる。  <p style="text-align: center;">本校での取組の様子</p>
第2時	<ul style="list-style-type: none"> ○『18歳を迎える君たちへ』（法務省）の内容に、ワークシート等を活用して取り組む。 ○2時間で学んだ契約に関する基本的な事項を、板書やワークシート等により学習する。 ○成年年齢引き下げ等、契約をめぐる近年の動きを動画（『成年年齢引下げ①～③』法務省 他）も活用して学習する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習指導要領では「私法に関する基本的な考え方についても扱うこと」とあるため、法的な視点からも契約について消費者の権利と義務を考えさせる。 ・ 契約トラブルについては、民事訴訟やADR（裁判外紛争解決手続）についても扱う。 ・ 地方自治体が製作している動画等も活用し、わかりやすく、かつ自分ゴトとして捉えさせるようにする。
第3時	<ul style="list-style-type: none"> ○契約に関するロールプレイングを用い、実際に契約する際に注意することを学習する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">取組例</div> <ul style="list-style-type: none"> ①コンビニエンスストア等での「雇用主」、「労働者」それぞれの立場で、（労働条件通知書等を作成して）雇用契約を結ぶ。 ②探検に出る探検隊で「隊長」、「隊員」の立場に分かれ、探検に出る前に雇用契約を結ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ロールプレイングにより、以下のことに気づかせる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">労働者（隊員）の立場</div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用契約を結ぶ際、何に気をつける必要があるか。 ・ トラブルが起こるのはどのような場合か。

	 <p>取組例②でのグループワークの様子</p>	<p>雇用主（隊長）の立場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用契約を提示する側は、どのような方法で自己に都合の良い契約を提示しようとするか。
<p>第4時</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○『エシカル消費ってなあに？』（消費者庁）等を活用し、エシカル消費について学習する。 ○身の回りでどのようなエシカル消費の取組があるのかを話し合ったり、調べたりしてまとめる。 ○エシカル消費の取組例を動画（『エシカル消費（若年者向け啓発動画）』消費者庁 他）を視聴して確認する。 ○消費者としての「未来を見据えた責任ある行動」に必要なことを考える。 ○単元の主題（問い）に対する考えをまとめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・エシカル消費への取組を通じ、消費者としての社会への参画について考えさせる。 ・SDGsの観点からの教材（例：UCC『人と世界を結ぶコーヒーのものがたり』他）も活用する。 ・単元の主題（問い）に対しては、単に“(消費者としての)義務を果たす”だけでなく、責任ある消費行動という観点からも考えさせる。

3 消費者教育教材の活用に向けて

現在、官民間問わず様々な機関が消費者教育教材を製作している。どれも大変優れたものである一方で、学校現場で使いこなせていない側面もある。その背景の1つには、それぞれの教材の活用が単発で終わり、有機的な結びつきができていないということが考えられる。本稿では単元全体での取組の中で消費者教育教材の活用場面を考えたが、全体としての目標に向けてそれぞれの活用場面を考えることが、その1つとなるであろう。